

## 学童保育所利用規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程（以下「規程」という）は、特定非営利活動法人あげお学童クラブの会（以下「法人」という）定款第5条第1項にもとづき、学童保育所に登所する児童の保護者（以下「保護者」という）が、利用にあたって遵守すべき事項について定める。

#### (入所要件)

第2条 上尾市内の小学校に就学する児童、または上尾市に在住し上尾市外の小学校に通う児童であり、下記の(1)～(8)に掲げる保護者の事情により、学童保育所開設時内において保育が必要と認められる児童。ただし、その他の事情により、学童保育所開設時内において保育が必要と認められる児童で、理事会が認める場合には入所を認める。

- (1) 就労…現に就労している場合、就労が内定している場合又は出産休業中の場合（就労は原則、週所定勤務3日以上かつ一日所定労働4時間以上）
- (2) 疾病…概ね2ヶ月以上、入院または居宅内での療養を必要とする場合
- (3) 出産…出産前後の休養のために保育にあたることができない場合
- (4) 就学…学校教育法に定める学校又は職業訓練施設に通っている場合
- (5) 心身障害…身体障害者手帳1～4級、療育手帳A～C又は精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持する場合
- (6) 看護・介護…概ね2ヶ月以上、入院等による付添を要する家族又は自宅で看護・介護を要する家族がいる場合
- (7) 父親又は母親の不存在…死別、離婚、未婚、別居、行方不明又は拘禁によって、父親又は母親が居ない場合（急な状況の変化）
- (8) 求職中…求職活動中のために保育にあたることができない場合

#### (規程の遵守)

第3条 保護者は、この規程並びに法人が定める各種規程を遵守しなければならない。

#### (児童の送迎等)

第4条 児童の送迎に関しては、保護者が責任を負う。原則、学童からの一人帰りは認めない。尚、学童から習い事などに行く事は、各保護者の責任とする。欠席の場合は必ず保護者が連絡すること。

#### (保育料等の納入)

第5条 保護者は、法人が定める保護者負担金等を期日までに遅滞なく納入しなければならない。

(口座振替の原則)

第6条 保護者負担金等の納入は原則として口座振替とする。保護者は予め引き落とし口座を法人に届けるものとし、次の各号に従って手続きをしなければならない。

- (1) 期日までに振替手数料を含む必要額を届出た口座に準備する。
  - (2) 口座振替ができない事由があるときは速やかに法人に報告する。
  - (3) 入所当初等、口座手続き未了の場合は、その都度法人が指定する方法で納入する。
  - (4) 残高不足等、保護者の事情により口座振替不能の場合は、保護者は別途法人が指定する期日までに法人が指定する金融機関の口座に、本来口座引き落としをされるべき金額を振り込むこととする。その際の振込手数料は保護者の負担とする。
- 2 入所金等、振替口座開設以前に納入すべき費用については第17条、第18条、第19条の規定による。

## 第2章 保護者の役割

(保護者の役割)

第7条 保護者は職員と連携し、学童保育所の運営（行事等）に参画する。

- 2 保護者は、職員と児童の健全な育成のために必要な情報を交換し、相互理解を深め、学童運営のみならず学童保育の充実と発展のための活動に協力する。
- 3 保護者は、学童保育及び職員の役割への理解を深めるため、学習会等への参加に努める。
- 4 保護者は、地域と連携を図り、地域のイベントにも参加するように努める。

## 第3章 開設時間

(開設期間)

第8条 学童保育所の開設期間は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(開設日)

第9条 開設日は、月曜日から土曜日とする。（祝日を除く）

- (1) 平日（月曜日から金曜日の学校開校日）
- (2) 学校休業日（土曜日、春休み、夏休み、冬休み、開校記念日、県民の日等）

(開設時間)

第10条 開設時間は、保育を行う時間帯をいう。

- (1) 月曜日から金曜日の開設時間は、学校授業終了時刻から午後7時までとする。
- (2) 土曜日の開設時間は、午前8時から午後7時までとする。
- (3) 学校休業日等の開設時間は、午前8時から午後7時までとする。
- (4) その他、法人は特別に指定した時間に学童保育所を開設することができる。

(受入時間)

第10条の2 受入時間は、入所児童を施設内に留め置く時間帯をいう。

- (1) 学校休業日（平日）においては、午前7時30分から午前8時までとする。
- (2) その他、法人は特別に指定した時間に受入時間を設定することができる。

（閉所日）

第11条 閉所日を次の各号に示す。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日（振替休日を含む）
- (3) 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (4) その他法人が定める日
- (5) 臨時閉所日：児童の安全確保が困難な場合は閉所とする。（災害・事件・感染症等）

## 第4章 入所・退所等

（入所手続き）

第12条 入所に際して入所希望者は所定の書類を提出し入所審査基準に基づく審査や法人の入所管理委員会による審査を受けなければならない。入所決定後についても所定の書類を提出し、第17条に定める入所金及び第18条に定める保護者負担金等を納めなければならない。

- 2 入所に必要な書類の提出は法人事務局が示した方法による。
- 3 入所が決定した学童保育所から他の学童保育所への自己都合による転所は認めない。
- 4 学童保育所を退所した後、再入所する際はその都度、入所審査により入所学童保育所を決定する。
- 5 提出した書類に不備や虚偽の申告があった場合は承認を取り消すことがある

（新1年生の入所）

第13条 新1年生の入所は4月1日からとする。（1日が休日の場合は翌日からとする。）

（退所手続き）

第14条 承認期間内に退所する場合は、保護者は法人所定の退所届を事務局に提出しなければならない。

- 2 退所届は退所月の末日（末日が休日の場合は直前の開所日）までに法人事務局に提出する。但し、退所月の前月末日までに退所届を提出する場合は、在籍学童保育所への提出も可とする。
- 3 保護者負担金等は退所日の月までは月単位で全額納入することとする。（日割り計算はしない）
- 4 保護者負担金、超過料金の滞納がある場合、退所届は原則として受理しない。

（休所）

第15条 休所とは、学童の在籍児童が傷病その他の事由により、登所の意志があるにもか

かわらず不可能な場合において、月初から月末まで、月単位で登所できない場合を言う。休所する場合には、休所届を提出すること。休所時の保護者負担金については第19条に定める。

- 2 学校が伝染性疾患等の理由により出席停止等の扱いとなる場合には、他の児童等への感染を防止するために、学童への登所停止とする。
- 3 その他、休所扱いに準じる事例の場合には、常任理事会において協議する。

#### (利用解除)

第16条 次の事由に該当した場合は、法人は保護者へ文書で通知することにより、利用を解除することができる。

- (1) 退所勧告を受けた会員が再度2ヶ月滞納を行った場合、もしくは退所勧告を2回以上受けても支払いに応じなかった場合
- (2) 保護者及び児童が、第2条の入所要件を満たさなくなった場合

### 第5章 保護者負担金等

#### (入所金)

第17条 入所金は1児童につき13,000円とする。

- 2 入所金は指定する日時までに納入すること。
- 3 入所金は小学校在学中に1回のみ納付とし、原則として理由の如何を問わず返還しない。

#### (保護者負担金)

第18条 毎月の保護者負担金は別表1に定める。

- 2 保護者負担金のうち、学童保育所における食料費(おやつ代)、教材費、行事費、消耗品費、その他の各5項目を保育費として使用し、残りは法人運営経費、学童保育所運営経費とする。項目ごとの金額は財務委員会にて決定する。
- 3 保育費のうち食料費は、アレルギー対応のためおやつを提供できない児童に対しては返金する。

#### (保育の特例)

第19条 保護者負担金には以下の各項の特例を設ける。

##### 2 ひとり親・就学援助減免

保護者の申請により、次に掲げる(1)～(2)のいずれかに該当する場合

- (1) 一人親家庭または両親のいない家庭の児童
- (2) 就学援助を申請して対象となった家庭の児童

##### 3 多子特例減免

保護者負担金は、保護者を同じとする3人以上の児童が入所している場合、学年が下の児童から2人分について納付し、3人目より上の児童は保育費のみの支払とする。

- 4 休所の特例 1ヶ月の開設日の半分以上休所する場合は、保護者負担金を別途考慮

する。

- 5 1月1日、4月1日、8月1日の各日に途中入所する児童は、前月に始まる小学校の長期休み期間中、1日につき1,000円の日割負担金を支払うことで入所日前の学童保育所登所を認める。

(滞納)

第20条 保護者負担金の滞納が発生した場合は、以下の対応をとる。

- (1) 引き落としがされなかった翌月に督促状を出す。
  - (2) さらに引き落としがされなかった場合には職員から直接連絡をする。
  - (3) 連絡した月内に納入確認ができない場合は退所を勧告する。
  - (4) 退所勧告を受けた会員が再度2ヶ月滞納を行った場合、もしくは退所勧告を2回以上受けても支払いに応じなかった場合は、理事会にて氏名公表の上、利用を解除することができる。尚、その者が再入所を希望する時は、保証人を必要とする。
- 2 保護者負担金の滞納がある場合、学童保育所の次年度以降の継続入所及び退所後の再入所申請についてはこれを認めない。

(超過料金)

- 第21条 第10条に規定する開設時間及び受入時間内に保護者による児童の引き取りがなかった場合、1世帯1日につき、15分ごとに1000円の超過料金を支払わなければならない。
- 2 超過料金の滞納がある場合、学童保育所の翌年度継続利用及び退所後の再入所申請についてはこれを認めない。
  - 3 超過料金は、原則、超過をした日に現金で学童クラブ職員に支払いをする。

## 第6章 雑則

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て、代表理事が行う。

附則

1. この規程は2007年4月1日から施行する。
2. この規程は改定後2010年4月1日から施行する。
3. この規程は改定後2010年8月1日から施行する。
4. この規程は改定後2011年4月1日から施行する。
5. この規程は改定後2011年10月1日から施行する。
6. この規程は改定後2012年1月1日から施行する。
7. この規程は改定後2012年8月1日から施行する。
8. この規程は改定後2016年1月1日から施行する。
9. この規程は改定後2017年10月1日から施行する。

- 10. この規程は改定後 2018 年 4 月 1 日から施行する。
- 11. この規程は改定後 2019 年 3 月 1 日から施行する。
- 12. この規程は改定後 2020 年 4 月 1 日から施行する。
- 13. この規程は改定後 2022 年 4 月 1 日から施行する。
- 14. この規程は改定後 2022 年 8 月 1 日から施行する。
- 15. この規程は改定後 2023 年 2 月 1 日から施行する。

別表 1. 保護者負担金基本額 (1 カ月単位)

	1～3 年生	4 年生	5～6 年生
基本	14,000 円	13,500 円	12,000 円
減免	9,700 円	9,600 円	8,500 円
1 世帯 2 人目	13,000 円	12,500 円	11,000 円
3 人目以上	2,650 円	2,650 円	2,650 円

2006. 12. 1 起案・修正 2006. 02. 02 修正 2007. 3. 9 修正  
 2007 年 3 月 22 日第 15 回理事会承認  
 2007. 6. 18. 改正案提出 2007 年 7 月 4 日第 22 回理事会承認  
 2010 年 3 月 25 日第 57 回理事会承認  
 2010 年 6 月 30 日第 60 回理事会承認  
 2010 年 7 月 29 日第 61 回理事会承認  
 2011 年 6 月 23 日第 71 回理事会承認  
 2011 年 10 月 27 日第 74 回理事会承認  
 2012 年 8 月 25 日第 83 回理事会承認  
 2015. 12. 16. 改正案提出 2015 年 12 月 16 日第 126 回理事会承認  
 2017. 9. 27. 改定案提出 2017 年 9 月 27 日第 153 回理事会承認  
 2018. 3. 29. 改定案提出 2018 年 3 月 29 日第 159 回理事会承認  
 2019. 2. 28 改定案提出 2019 年 2 月 28 日第 173 回理事会承認  
 2019 年 10 月 21 日第 182 回理事会提案  
 2019 年 10 月 30 日第 184 回理事会承認  
 2020 年 2 月 18 日第 188 回理事会提案  
 2020 年 3 月 25 日第 189 回理事会承認  
 2022 年 2 月 22 日第 232 回理事会提案  
 2022 年 3 月 23 日第 233 回理事会承認  
 2022 年 7 月 21 日第 241 回理事会承認  
 2023 年 1 月 7 日第 252 回理事会承認